

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	法令の番号	平成14年佐賀県条例48号			
不利益処分の種類	特定施設(粉じん)に係る改善命令等	根拠条項	第18条第2項			
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合 粉じんに係る特定施設等における規制基準に適合しない粉じんを排出していると認めるときに処分を行うものとする。</p> <p>(2) 処分の内容、程度 期限を定めて特定施設等に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用の一時停止を命ずる。</p>					
対応区分	1 弁明の機会の付与* 2 聴聞の実施	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次NO

* 使用一時停止命令に限る